

16 鴻巣市

建 設 工 事	査 測 量	設 計 調 理	土 木 管 線 設	書 類 名	摘 要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	代理人を置く場合は委任状(A)を、代理人を置かない場合は使用印鑑届(B)を選択して使用してください。
				2 市税に未納税額のないことの証明書<写し可>	・申請事業所の所在地が、鴻巣市内の場合に提出してください。 ・鴻巣市収税対策課で申請日前3ヶ月以内に交付されたもの。 ・猶予制度の適用を受けており、市税に未納税額のないことの証明書の提出ができない場合は、徴収猶予許可通知書(写し)を提出してください。
	-	-		3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを。(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
	-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
	-	-		5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のあるもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のあるもの)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。
				6 事業所の写真・案内図(様式C-10)	・申請事業所の所在地が鴻巣市内で、申請事業所の代表者(契約権者)が代理人の場合提出してください。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。

【 鴻巣市提出書類 】の問合せ先

鴻巣市 総務部 契約検査課

TEL : 048 - 541 - 9255

FAX : 048 - 541 - 9256